

植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和 43 年 4 月 22 日付け 43 農政 B 第 699 号農政局長通達）一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 定義 1 この要綱で植物検疫くん蒸統括責任者とは、<u>植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（令和 5 年 9 月 25 日付け 5 消安第 3556 号消費・安全局長通知）</u>に基づき、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が実施する植物検疫くん蒸作業主任者専門講習（以下「検疫くん蒸専門講習」という。）を修了し、植物検疫くん蒸作業主任者を指導できる立場にある者であつて、植物検疫くん蒸を実施する者（以下「くん蒸者」という。）により選任された者をいう。 2 （略）	第 1 定義 1 この要綱で植物検疫くん蒸統括責任者とは、<u>特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（昭和 51 年 3 月 5 日付け 51 農蚕第 483 号農蚕園芸局長通達）</u>に基づき、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が実施する植物検疫くん蒸作業主任者専門講習（以下「検疫くん蒸専門講習」という。）を修了し、植物検疫くん蒸作業主任者を指導できる立場にある者であつて、植物検疫くん蒸を実施する者（以下「くん蒸者」という。）により選任された者をいう。 2 （略）

附 則

この通知は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。